

# 第二期 草津市子ども・子育て 支援事業計画

令和2～6年度

概要版



令和2年3月  
草津市

# ① 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 子どもの人権が尊重され、 子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、企業、市等多様な主体が我が事として連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、丸ごととなって取組を進めます。

## 2 目指す子どもの姿「草津っ子」

### 心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

いのちを大切にし、  
育む子ども  
健康・体力

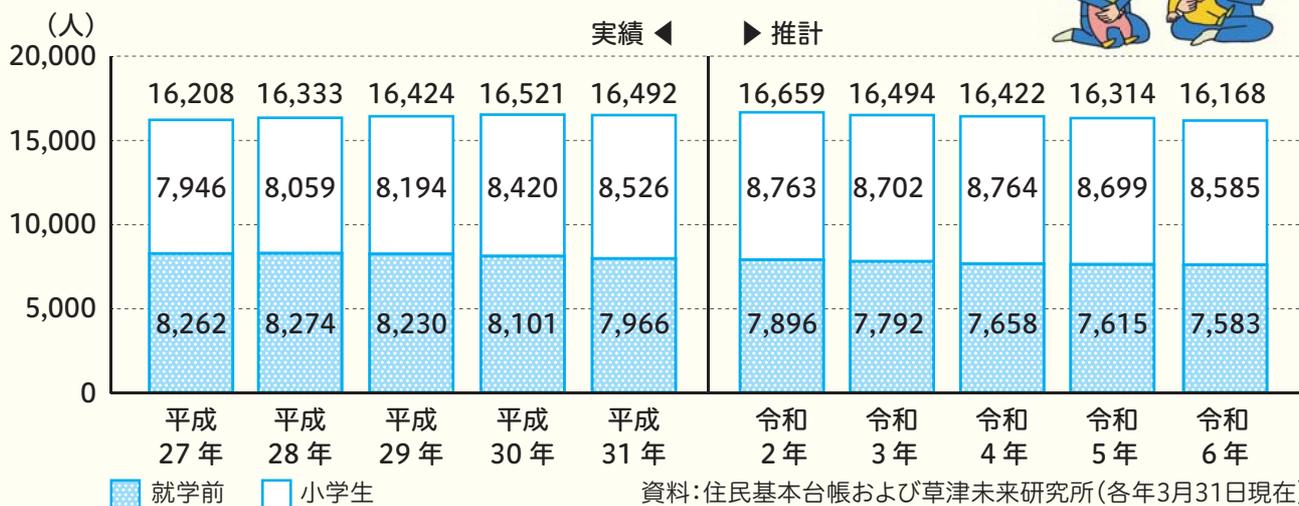
よく考え、主体的に  
行動する子ども  
学び

人と豊かに  
関わる子ども  
豊かな人間性

生まれ育った地域に  
愛着をもつ子ども  
地域

## 3 草津市の子ども人口と推計数

### ● 草津市の子ども人口の推移と推計数(就学前と小学生)



## 4 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

# ② 子ども・子育てで支援施策の展開

## 1 計画推進にあたっての視点

子どもの幸せ・  
成長を育む視点

親の子育て力を  
高める視点

社会全体で  
子ども・子育てを  
支える視点

草津市の特性を  
生かしながら  
取り組む視点

## 2 基本目標と施策

### 施策

### 基本目標1

子どもたちがたくましく  
育つことのできる  
環境づくり

- 1 就学前の教育・保育環境の整備
- 2 就学前の教育・保育内容の充実
- 3 放課後の居場所の充実
- 4 確かな学力向上等に向けた取組

### 基本目標2

子どもの権利と  
安全を守る  
仕組みづくり

- 1 子どもの人権を守る環境づくり
- 2 虐待防止等要支援児童対策
- 3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援
- 4 安全安心な子どもの生活環境の整備
- 5 子育ての経済的負担の軽減
- 6 子どもの貧困対策

### 基本目標3

心身ともに  
健やかな育ちを  
支援する仕組みづくり

- 1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 2 子どもと家族の健康な生活の支援
- 3 健康な心身を育てる食育の推進
- 4 子どもの健全育成

### 基本目標4

子育ての喜びや悩みを  
分かち合える環境づくり

- 1 子育ての仲間づくりの場の提供
- 2 親育ちを支援するサービスの充実
- 3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供
- 4 ひとり親家庭の自立支援

### 基本目標5

社会全体で子育てを  
支援する環境づくり

- 1 地域の子育て力の向上
- 2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供
- 3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

# ③ 重点的な取組 (子ども・子育て支援法 法定必須記載事項)

## 1 就学前の教育・保育

### 就学前の教育・保育の一体的提供(幼保一体化)の推進

#### 基本的な考え方

- 1 就学前児童数の減少や地域需要の動向、多様な保育ニーズ、保護者の就労状況等に対応した、質の高い就学前の教育・保育を提供するため、幼保一体化を推進します。
- 2 保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じることができ環境を整備するため、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- 3 質の高い教育・保育の提供と、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所(園)の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

### 就学前の教育・保育

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。



▶ **小規模保育事業の開設や私立保育園新設、その他必要な施設整備等**  
早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業の開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。

#### ▶ 施設定員の拡大

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化(認定こども園化)と併せ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園での預かり保育等、必要な定員増に取り組みます。



教育認定:幼稚園、認定こども園(教育標準時間)を希望される方

保育認定:就労等保育の必要な事由に該当し、保育所(園)・認定こども園等(保育短時間～保育標準時間)を希望される方

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### 1 子育て支援の総合的サポート

- 1 **地域子育て支援拠点事業(つどいの広場・地域子育て支援センター・子育て支援センター・子育て支援拠点施設)**

地域の身近なところで、親子の交流や子育てに関する相談、イベントの開催等ができる子育て中の親子のための居場所づくりを進めます。

延べ利用者数

R1(見込)	R6
86,396人	129,898人

- 2 **利用者支援事業**

認定こども園、幼稚園および保育所(園)等の担当窓口と子育て支援事業等の担当窓口、子育て支援拠点施設に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。また、親子交流の場に利用者支援員を配置するなど、妊娠・出産期から子育て期までの相談支援の充実を検討します。

利用者支援員配置数

R1(見込)	R6
6人	15人

## 2 子どもの居場所づくり

### 3 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)・放課後子ども教室

昼間、保護者が家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びと生活の場を提供します。民設児童育成クラブの設置や一体型の児童育成クラブおよび放課後子ども教室の実施を進めます。



### 4 時間外保育事業(延長保育事業)

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所(園)の開所時間(11時間)を超えて保育を行います。

実利用者数

R1(見込)	R6
2,321人	2,514人

### 5 一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および保育所(園)、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。

延べ利用者数

R1(見込)	R6
幼:24,783人 保:6,930人	幼:23,010人 保:6,597人

### 6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

病気や病後で集団保育が難しく、家庭で子どもを保育できない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保育・看護を行います。

対象者に広報等で事業を周知し、施設の利用を促進します。

延べ利用者数

R1(見込)	R6 定員
1,086人	2,080人

### 7 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が養育困難な場合、子どもを短期的に預かり養育します。

延べ利用日数

R1(見込)	R6
166日	215日

## 3 地域における子育て支援

### 8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園、幼稚園および保育所(園)、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心に、子育ての援助を希望する会員と援助する会員のコーディネートを行います。

当事業は、依頼会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知等により提供会員の増員を図ります。

## 4 支援を要する子どもと家庭への支援

### 9 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業

#### ●養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要がある家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。

#### ●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、当協議会を設置運営します。



延べ利用者数

R1(見込)	R6
3,357人	3,594人

ヘルパー延べ利用者数

R1(見込)	R6
728人	969人

児童虐待相談対応件数

R1(見込)	R6
1,049件	1,549件

## 5 妊婦・乳児家庭支援

### 10 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診事業)

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健診の公費負担助成を行い、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

妊婦健診受診券発行者数

R1(見込)	R6
1,297人	1,261人

### 11 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

#### ●すこやか訪問事業

助産師および保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。また、市独自事業として保育士が生後6か月頃の乳児のいる家庭を訪問します。

すこやか訪問訪問者数

R1(見込)	R6
1,238人	1,225人

#### ●養育支援訪問事業

保護者の養育への支援が特に必要な児童や、出生前から養育に支援が必要と認められる妊婦に対して、保健師が訪問して養育の相談、指導、助言を行います。

養育支援訪問延べ訪問人数

R1(見込)	R6
169人	177人

## 6 その他の支援

### 12 多様な主体の参入促進事業

小規模保育事業等の新規参入施設において、保育の質を確保できるよう巡回指導員を配置します。

### 13 実費徴収に係る補足給付事業

認定こども園、幼稚園および保育所(園)等での保育料以外の実費徴収費用(教材費、行事費、給食費等)について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき費用の一部を補助します。

巡回指導員配置数

R1(見込)	R6
1人	2人

給付件数

R1(見込)	R6
88件	96件



## 4 重点的な取組 (子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外)

### 1 子どもの貧困対策の充実 (ひとり親家庭の自立支援の推進を含む)

#### 施策の目的

- 1 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等が積極的に連携し、貧困の連鎖を断ち切るための多面的な支援を行います。
- 2 困難な状況に陥りやすいひとり親家庭について、自立のための支援を推進します。
- 3 困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に早期に気づくため、各種事業の実施を通して、地域での見守りや専門機関につながる効果的な支援体制づくりを推進します。

ひとり親家庭の子ども  
の進学率の向上 ※1

R1(見込)	R6
96.3%	97.9%

子どもの居場所の  
箇所数

R1(見込)	R6
2	3

子育てに関して悩みを一人  
で抱えている人の割合

R1(見込)	R6
2.7%	1.6%

ひとり親家庭の  
暮らし向きの上昇 ※2

R1(見込)	R6
53.2%	50.0%

※1:中学校卒業後

※2:「暮らし向きについてどう感じますか。」の問いに「大変苦しい/苦しい」と答えた人の割合

## 2 児童虐待防止対策の充実

### 施策の目的

- 1 児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。
- 2 育児不安の緩和や育児負担の軽減を図れるよう子育て支援を推進し、虐待の未然防止を図ります。
- 3 虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。
- 4 子どもの安全を守るために子どもと保護者への適切な支援を図ります。

児童虐待防止に関する啓発の推進事業数		養育支援ヘルパー延べ利用者数		子育て短期支援事業延べ利用日数		児童虐待相談対応件数	
R1(見込)	R6	R1(見込)	R6	R1(見込)	R6	R1(見込)	R6
14事業	15事業	728人	969人	166日	215日	1,049件	1,549件

## 3 障害のある子どもへの支援の充実

### 施策の目的

- 1 発達に支援が必要な子どもに対して、関連機関との連携を強化し、早期発見と早期療育に取り組みます。
- 2 家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。
- 3 障害のある子ども・ない子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送ることができるよう、活動の場の確保と充実を図ります。
- 4 障害のある子どもが、充実した(学校)生活を送ることができるよう支援します。



児童発達支援実利用者数 啓発の推進事業数		医療型児童発達支援 実利用者数延べ利用者数		放課後等デイサービス 実利用者数延べ利用者数	
R1(見込)	R2	R1(見込)	R2	R1(見込)	R2
68人	69人	5人	5人	321人	365人
保育所(園)等訪問支援 実利用者数		居宅訪問型児童発達支援 実利用者数		障害児相談支援 実利用者数	
R1(見込)	R2	R1(見込)	R2	R1(見込)	R2
21人	22人	6人	6人	421人	467人

※令和3年度以降の目標値は、「第2期草津市障害児福祉計画(令和3~5年度)」にて定めます。

## 4 「草津っ子」育み事業

### 施策の目的

目指す子どもの姿「草津っ子」

**心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども**

子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市等社会全体で子どもの育ち(「草津っ子」の育み)を応援していきます。



子育てのしやすさ満足度<sup>※</sup>

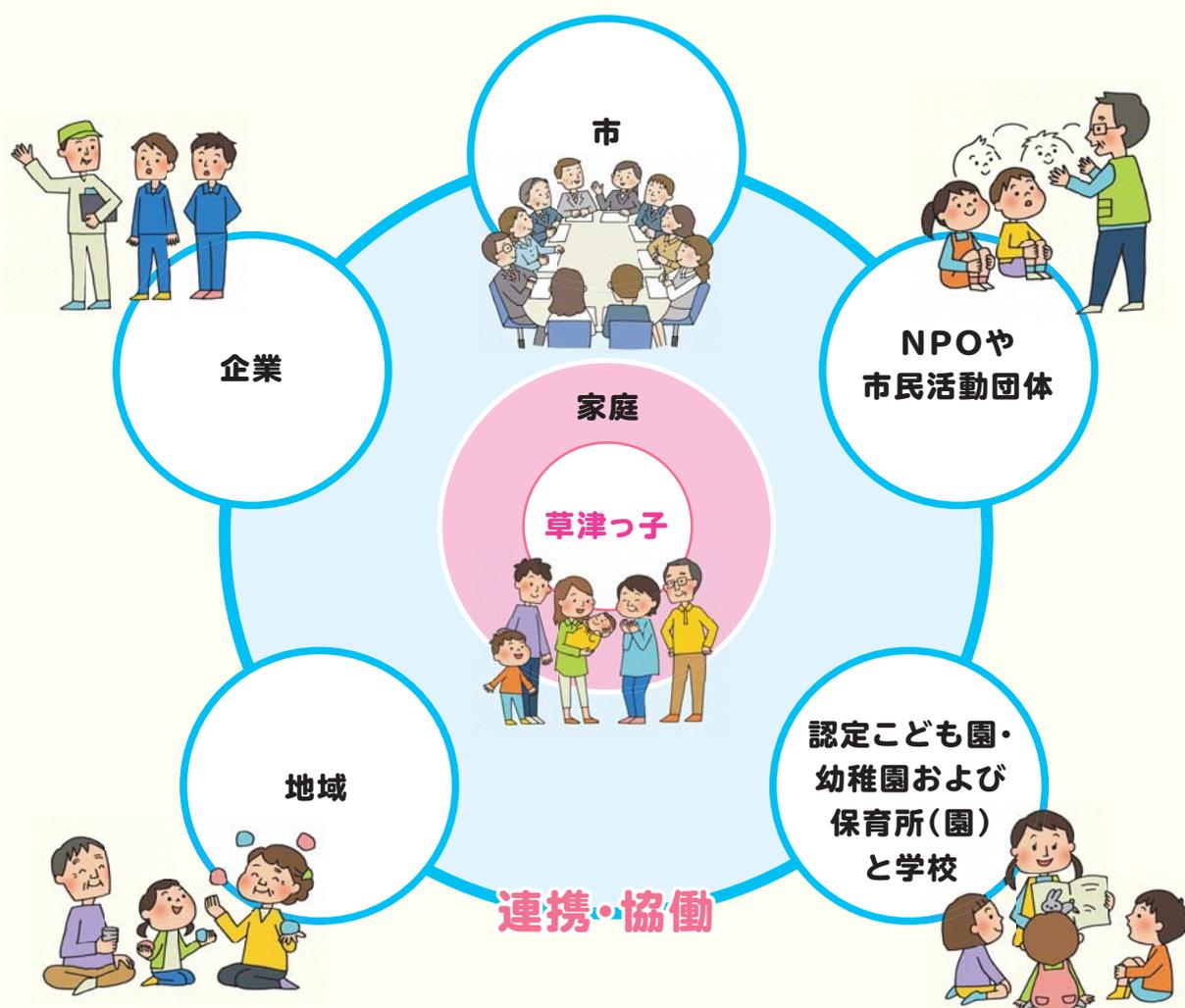
R1(見込)	R6
85%	88%

※「草津市は子育てしやすい所ですか。」の問いに「そう思う/どちらかというと思う」と答えた人の割合

# ⑤ 計画の推進に向けて

## それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、丸ごととなって取り組むことが必要です。



【概要版】第二期草津市子ども・子育て支援事業計画  
令和2年3月

編集・発行 草津市子ども未来部子ども・若者政策課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
TEL 077-562-7882 FAX 077-561-6780 Eメール kowaka@city.kusatsu.lg.jp